

## IOSCOによる市中協議報告書「その他格付関連商品」の公表について

本日、証券監督者国際機構 (IOSCO) は、格付機関が提供する非伝統的な格付商品及びサービスについて更に理解を深めることを目的として、「その他格付関連商品」と題する市中協議報告書 (以下、「本報告書」という。) を公表した。

本報告書の目的は、IOSCO が 2015 年にウェブサイト上で実施した、その他格付関連商品に関する 2 回の調査から得られた情報の明確化を求めるとともに、発行体または引受人が格付料を支払う伝統的な格付商品とその他格付関連商品との相違点についてもコメントを求めるものである。

その他格付関連商品とは、格付に関連する非伝統的な商品及びサービスである。これは、市場関係者が投資判断もしくはその他の信用に関する判断を行う際に利用され得るという点で重要である。また、発行体や債務者が特定の格付機関から信用格付を取得すべきか否かを判断する際にも、その他格付関連商品が利用される場合がある。

その他格付関連商品の例としては、私的格付、予備的格付、CDS スプレッド、債券インデックス、ポートフォリオ分析ツール等が挙げられる。

その他格付関連商品への更なる理解を深めるため、IOSCO は調査質問書を通じて市場関係者からの意見を求めるとともに、格付機関やその他格付商品の利用者、及びその他市場関係者とのパネルディスカッションの機会も複数回設けた。

初回の調査の目的は、伝統的な格付商品とその他格付商品の差異を明らかにすることであり、2 回目の調査の目的は、発行体、投資家等が如何にその他格付商品を利用しているかを理解することであった。回答を検討し、また回答者と追加的な協議を行った結果、IOSCO は主に以下の 3 点の所見を得た。

- 一部のその他格付商品は、伝統的な格付商品と同様の性質を持ち、また同様の過程を経て作成される。従って、格付機関は、伝統的な格付を付与する格付アナリストに数多くのその他格付商品を開発させている場合がある。

- 格付機関は、その他格付商品を提供するために、格付機関内で独立した事業ラインを整備する傾向にある。
- その他格付商品は 6 種類に大別される。(本報告書の第 5 章に詳述)

本報告書中の質問は主に格付機関に対するものであるが、その他格付商品の利用者、及びそれ以外の利害関係者からも、以下の点などについて意見を求めたい。

- その他格付商品は、本報告書中で挙げたもの以外にも存在しているか？
- 6 種類のその他格付商品の特徴について追記すべきことはあるか？
- その他格付商品の利用方法について追記すべきことはあるか？
- 6 種類のその他格付商品の各々について、IOSCO の基本行動規範(Code of Conduct)及び行動原則(CRA Principles)が適用されるべきと考えるか？また現在基本行動規範及び行動原則を自主的に適用しているか？

**本報告書に対するコメントは 2016 年 12 月 5 日まで募集している。**